

【屋久島に関する記録】

(種子島家譜)
よりの抜萃

やまもとひて お
山本秀雄

このたび三浦安徳氏(種子島住)から『屋久島に関する記録』を送って頂いた。流石に^{さすが}地方文書の豊かな島の資料を基調にされただけに貴重なものである。早速、お許しを乞い本号に掲載させて頂くことにした。先ずは三浦氏に感謝しお礼を申し上げる次第である。

実は本誌第十九号(平成三年二月刊)に、私も同じく「種子島家譜」^{鮫島本}を引いて『屋久島関係記事』を紹介したことがある。底本は「家譜」の一点だけ、対する三浦氏は「御家譜」、「同譜略」、「同旧記」など、また郷土誌をも広く傍証にした質の高いものである。

かねて屋久島の文献資料を調べていて思うことは、島内^{ヤクシマ}に歴史関係資料が乏しく、ために、どうしても外部に頼る外はない。古来、屋久島が種子島家の所領であったために種子島側資料は欠くことは出来ない。……その点、三浦氏資料はすべて「屋久島関係

種子島と屋久島の関りについて

「種子島家譜より」

○種子島の元祖を信基という。父を行盛という。行盛の父を基盛という。基盛の父を清盛という。

○行盛、都を出つるの日、信基尚幼なり、母これを懐にし難を辺境に逃れ潜かに鎌倉に往き北條遠江守平時政に倚頼す。時政これを遇すること厚し、因つて養子と為す。肥後守時信と号す。

記録」、立派な教材の役割を果たしてくれようか。

一 読して見るに、天文十三年(一五四四)の禰寝戦争、慶長四年(一五九九)の屋久島借地問題。|| 島津は種子島家から屋久島を借り慶長十七年(一六二二)に代官を派遣して直轄地にする。以後、種子島家に返されることはなかった。その證文は種子島家の内訌によつて慶長十一年(一六〇六)に焼失。それ以前、天正十四年(一五八六)秀吉は方広寺の造営に屋久杉や松の献上を島津に命ずるが、時に島津からの要請書か(置目)などなかったものか、あつたとして、これも證文焼失のとき、種子島弾右衛門時定と運命を共にしたのでと、文中ひそかに思つたりする||、その他、両島の姓氏の重なりなども何を意味するのか、想像して興味を引くことが多い。ともあれ本文をご覧ねがいたい。

以上

○建仁年間(一一〇一〜一一〇四)時政の執奏を以て、種子島・屋久島・永良部島・硫黄島・竹島・黒島など凡そ十二島を賜う。

○この時、種子島に三郡吏あり、上ノ郡を高野入道・中ノ郡を野間入道・下ノ郡を熊毛入道と称す。

○貞治五年(一一三六)七代頼時、太守氏久公の代、菊池肥後守武光と戦い、肥後の州の日ノ岡に死す。(丁^{アケリ}是時^ニ為^ル島津家^ル下^ト坎^{ナラズ}不^{ツマヒラカ}審)

○応永十五年(一四〇八)十月八日 八代清時、太守元久公、清時の忠節を賞して再び屋久島・永良部及び誓書を賜う。(旧領なり、

何れの代に公領となれるか不祥)

事記干左。

薩摩国内屋久・永良部両島事、依為忠節、為料所相計也、任先制例可被領状如件。

応永十五年十月八日

肥後左近將監入道殿

玄仲完公(花押)

○ 応永十九年壬辰(一四一一) 太守豊久公硫黄・竹島・黒島を加へ賜う。

○ 応永三十一年甲辰(一四二四) 忠国公、自ら將として軍を日州海江田城に出し賜う。因幡守時真、兄清時に代り軍兵を率いて八月鹿兒島に到る。時に奉行大寺作州、柏原豊州、後れて到るを謹めて曰く「是の役や法、殊に嚴なり、其の法に曰く『大小強弱を論ぜず後れて至る者は地を割いて罪を贖はずんば太守に見ゆべからず』と。時真曰く「風波の為碍へられて期を失するのみ、且つ、臣の故を以て兄の地を割くは臣に於て之をいかんともする無し、願はくは察せよ」と、しかし、許されず止むを得ずして永良部を献ず。

○ 太守陸奥守忠国公、時長とは御対座也、御弟左近將監幡時よりは豊一帖下座ト云云。

○ 応永三十四年(一四二七) 丁未正月四日、太守忠国公、再び永良部を時長に賜う。

○ 筑州博多の船、沖繩より帰る時竹島の籠浦に於て暴風に遇い船及人共に海中に没す。即ち太守に聞ゆ、時に或る人「唐船漂到し其の人を殺し其の財を収む」と、硫黄・竹島・黒島を削らる。

○ 永享八年丙辰(一四三六) 八月十日、島津薩摩守好久、盟約の書を幡時に賜う。證書見干左。

島津御庄薩摩方河邊郡鹿兒半分甘町代地事、闕所之時、最前為料所可相計處也、不可有領知相違之状如件、

永享八年八月十日

好久(花押)

種子島殿

薩摩国川邊郡内七島、伊集院知行分島二ツ、為料所被宛行也、早任先例、可令領知之如件

永享八年八月十日

好久(花押)

種子島殿

○ 文正・応仁年間(一四六六〜七) 十一代時氏、この代に三島種子・屋久・良部始て律宗から法華宗となる。

○ 明応二年癸丑(一四九三) 二月、十二代忠時の命により、羽生右京能房、屋久島より種子島に移住し、安城村地頭となる(安城の歴史より)

○ 大永四年甲申(一五二四) 十二代忠時、屋久島に渡りて九月楠川・吉田両城築く。

○ 天文十一年の頃、種子島領主なる、種子島加賀守恵時は、其の子左近大夫直時と、親子の間で不和を生じたので、直時は、禰寢氏に救を求めた。そこで禰寢氏は、兵を率いて、種子島まで往ったのであるが、直時との戦略の上に阻隔する所があつて、遂に戦はずして、軍を返したのであつた。今度は、貴久公に援を求めて来たので、貴久公は、新納康久に命じて、兵を率いて、直時を援けしめた。康久が、屋久島に到着すると、恵時は、出奔して、自ら島津氏に訴へて言うに「種子島氏は、到底三島を継持することは出来ずまい。願はくは、島津氏に於て、之れを領有せられよ。」と申込んで来たのである。すると島津貴久公は「土地は、島津氏の欲する所ではない。種子島氏父子が不和になることは、人倫の許すべからざる所であるから、和解せしめんが為めである。」と

言つて、其の土地を受けず、康久を召し返して、恵時を屋久島に帰らしめた。直時は其の恩に感じ、大に謝して父恵時と和睦するに至つた（鹿兒島眞郷土史大系より）

○天文十二年癸卯（一五四三）三月二十二日夜、国上の浦田に禰寝軍襲来して浦岸に舍す。其の夜、野間二郎左衛門家成、密かに赤尾木に来て父伯耆（家老）に語り、伯耆驚き先づ家成を国上に帰らしめ、西村壱岐守時弘に告ぐ、時弘馳せて屋久田（恵時此に在り）に詣り、恵時に告ぐ、恵時恩惟して云う「吾れ遠慮あり、姑く讐を避けん、卿等、直時に従いて防禦の術を議し軍率を指麾せよ」と、即ち浜津脇に到りて扁舟に乗じ屋久島に渡りて其の仇を避く（従者數十人）是れに於て直時、内城を守りて防戦す。直時、使者をして重長に告げしめて云う「直時勢微にして力竭き死を妙久寺に俟つ、請う、人をして監せしめんのみ」と、重長曰く「吾、直時に於て怨無し、何ぞ死せん、予、恵時無道にして民を苦しむと聞く、故に來つて罪を正し恵時をして悪を懲らしめんと欲す。思うに祖先の由で出づる所旧兄弟なり、何ぞ鉾楯を構へん、且つ、今、如し子と居を異にせば或いは讒者これを問てん、冀くは同居して親を厚うせん」と。「図らずも開戦して吾が鋭士死亡するもの數十人、請う、屋久三郡の一を割いて之を得ん、然らば則ち郷に歸りて死する者の後を賞せん」

「直時の死を宥さば、何ぞ屋久島一島を愛しまんや、尽く之を与へん」（是れ恢復の術なし若し一郡を界へて敵一所に居らば實にして彼に利あり、三郡に分散するは虚にして我に利あり）重長云う「一郡を求めて一島を得、是れ我が固より欲する所なり、願はくは直時の誓詞を得ん」重長欣然として誓詞を再拜し騎歩百五十人をして屋久島を成らしむ。四月重長郷に歸る。四月恵時本島に歸る。

○天文十二年癸卯八月二十五日西ノ村浦に南蛮船漂着す。この船にポルトガル国人三名乗船し居り、我が国にはじめて鉄砲を伝う。

○天文十三年甲辰正月四日（一五四四）恵時・時堯（直時）肥後時典をして屋久島に渡り、禰寝の戊卒を撃たしむ、時典、軍兵を率いて島間より夜、纜を解く、未明に楠川に到り、直ちに宮ノ浦川の上ほどりに涉りて、先づ其の戊卒を殺す。安房・芋生・所々の戊兵これを聞いて長田城に擔り防戦の具へを為す。時典・使僧を以て之を誘はしめて曰く「衆寡敵すべからず、何ぞ城を聞き身を全うして郷に歸らざる。然らば則ち船を催して禰寝に送らん」と。戊兵等勢微にして敵し難きを慮り、遂に諾す。

是に於て楫師に命じて大船を櫂し、蜜に船底をうがち栓を以て之を塞がしめ戊卒をして之に乗らしむ。東北風に舟を發して、行くこと僅かに四・五里、風不順の為に回轉して津ノ瀬（吉田と長田との間にあり、險隘の処）に至る。塞ぐ所の栓を發して即ち水手は岸に上る。船既に没して戊卒溺死する者許多なり、水練の者、渚に上れば伏兵を設けて以て之を皆殺にす。屋久島一島歸すること故の如し。

○永祿九年（一五六六）禰寝重長、兵を竹島に渡して屋久島の一湊を侵し、又、火を永良部に放つ、遂に口永良部島を奪む。其の後太守公、重長をして時堯と平らがしむ。（しかし其の後も争いはたえなかつた。）時に平瀬石見、永良部に在りて之を防ぐ。遂に敵の為塚より独り丸木舟に乗りて歸る。祿寝に在ること数年、後に佐多の辺

種子島時堯置文

屋久島綱子之儀、從鹿兒島年々、以飛脚三分一知行候由来、先祖時氏之刻、鹿兒島之國料琉球下之儀候而屋久島一湊、滞留候之處、依逆浪之難雜物少相殘候歟、綱子中、以配分至雜物之内少被相助候、從

其恒例之為規式、年々罷下候飛脚或誇榷柄、或成乱逆候之条八十候餘候、網子漸々廿条計相殘候之間、元龜三年^甲、網子之事、御所様へ申上候之事、從御屋形様無儀雖被下候、鹿兒島老中平田美濃守殿、加世田之役人三原遠江守殿、此兩人之以校量被相支候、然處天正二年^甲之夏、為番替之野間民部大夫・鮫島尾張守・日高伊与介差上候之処、弓箭就和平罷下之刻、網子之儀一途可被下之由候之条、則民部大夫拝領申、御屋形様並至老中、各々遂祝詞候、其後以下村主殿助、為後代之閉目御礼申上候趣、御屋形様御馬一疋、同老中伊集院右衛門大夫殿・河上意釣斎・村田越前守殿・平田美濃守殿・喜入攝津守殿各々馬進之候、為其御返事、網子之儀永代可致格護之旨承候之条、凡書付置申候、殊更鹿兒島老中之書状相添符後代之證跡者也、仍右之条如件、

天正二年^甲 十二月廿四日

可鈞(花押)

○文祿四年^乙 (一五九五) 今年秋、三州豪族家の封地を改易すべきの台命あり、十六代久時公種子島・屋久島・永良部島より轉じて薩州知覽院を領す。

○島津右馬頭以久、種子島に移りて屋久島・永良部を領す。

○慶長四年^己 (一五九九) 六月種子島・屋久島・永良部三島を賜りて故に復す。是の時、太守屋久島・永良部両島を假り因つて證文を賜う。時定之を収む。慶長十一年久時の意に違ひ現和村に自殺すの時焼失す。然れども久時家臣をして代官と為し毎歳銀八貫目を貢せしむ。

○慶長十一年^{丙午} (一六〇六) 十二月二日、種子島彈右衛門時定、久時の意に違うを以て現和村に自殺す。是の時 公 屋久島・永良部島を假るの證及び当家の文書、時定の手在り恨を含んで尽く焼す。遂に其の家を除く。

○慶長十六年卯月吉日御船造二付反錢請取事。高老石二付九文ツツ濱津脇衆屋久島御借地二相成候、御後屋久島ヨリ直ニ移ルと隆直之記ニアリ。

高七石	岩川稻右エ門
同七石	羽生次郎浜衛尉
同七石	山崎太郎左エ門
同七石	羽生金左エ門
同七石	児玉六兵衛尉
同七石	荒木次郎左エ門
同七石	羽生茂右エ門
同七石	山崎勝右エ門
同七石	同 六右エ門
同七石	同 五兵衛尉
同七石	芝九郎左衛門
同七石	岩川早左エ門

○慶長十七年^{壬子}夏、鹿兒島の士中村與左衛門来りて屋久島・永良部島の代官と為る。尚に慶長四年假に公領と為るの時より今年に至るまで家士をしてかわるかわる交代官為らしむ。初め彈右衛門時定五年。次古市治右衛門、渡辺勘左衛門三年。次 次遠藤内六兵衛家成二年。羽生嘉右衛門良能三年合十三年。是より官に属して未だ復与らず、久時既に卒して忠時遺腹に在るの時なり。

○寛永十年九月廿九日廻國上使小出対馬守・城織部・能勢小十郎・國老川上因幡守久國、屋久島より島間に来り、翌日、赤尾木に致る。城氏を本源寺に、小出氏を慈遠寺に能勢氏を日高織部宗昌の家に館せしむ。

○貞享二年^{乙丑}三月屋久島諸寺從往古本源寺末寺也、然近年謀兩本山將為直末寺、是以問於兩本山。

○貞享三年^{丙寅}二月十日、久時告屋久島諸寺非兩本山直末寺於評定所、初聞正建寺屋久島産詐告屋久島諸寺為兩本山直末寺於寺社奉行所、詢問其故於正建寺、不能辨焉、故乃此至今吾三ヶ寺送牛玉干屋久島、為從古來寺之證也。

(正建寺より寺社奉行所へ訴出の趣ハ屋久島の諸寺往古より兩本寺直末たりの旨参上す。依て、寺社奉行所より披露に及ぶ。久時評定所に於て此由を聞日ひ、古来の伝に違ふ事を疑ひ正建寺に問て曰く、屋久島諸寺ハ吾が本源寺の末寺にして兩本山の直末という事を聞ず、島主何某代何年鑑より直末と成りたるや、其委細承届たしと、正建寺當住_ニ問ひ給ふ。當住惑て其子細を辨へず。依て久時其趣を評定所へ披露に及び兩本山の直末證拠なき事を明し日ふ。) 譜略写抄。

享保十九年^{甲寅}屋久島以吾舊領、随意年以年以御勝手方券書賜材、以其煩故、請今以往唯告屋久島奉行求材、許之、御勝手方鎌田太郎右衛門傳命、事記左、

西村四郎左衛門上覚

種子島彈正私領屋敷元用事ニ付、毎年米八斛を以入用之材木屋久島より直ニ申受來候、其節者入用之材木品付仕差出相調申、御勝手方御證文申受、屋久島御奉行所_ニ差出申、御手形申受事ニ御座候、毎年之儀御面倒ニ茂奉存。其上宝永四年亥正月向井市之丞様御取次ニ而、右願書差出申候處、御裏書。

此表申出候通、如例可被申渡候、向後之儀者證文及申間敷候条、右役人年々申出、如例可被申渡候。

御勝手方印

亥正月六日

向井市之丞

屋久座

右之通、先年為被仰渡儀ニ御座候、然処拙者共同役代り合相勤申事ニ御座候故、代り合之時節次渡ニ大様ニ仕、取失申御證文申受來事ニ而可有御座と奉存候、近比自由成申上事ニ御座候得共、亥年被

仰渡候通、向後御證文ニ及不申、屋久島御奉行所より直ニ御手形被仰付被下度願候、私共不念之段者何様ニ茂御断可申上候、是等之趣宜御申奉頼候、以上、

種子島彈正役

西村四郎左衛門

寅三月八日

此表願之通、去_レ亥年被定置候通、向後不及證文申受、如例可申渡也、

御勝手方印

鎌田太郎右衛門

寅三月八日

屋久島奉行

覚

種子島御用材木代米八石を以、例年屋久島より被申受事ニ候、然處ニ右申受之儀、毎年御勝手方御證文を以、屋久島座へ御手形相渡來候處、宝永四亥年役人申分ニ依而向後御證文ニ不及、屋久島座より御手形相渡筋ニ被仰渡置候得共、其後役人中時ニ代り合ニ付、右之訳氣を付不申、御證文申受來事候故、此節より亥年為被仰渡置通、御證文ニ不及、直ニ屋久島座より御手形相渡候様被仰付度_ニ願之趣被披露候處、堀四郎太夫殿被聞召、申出之通宝永四亥年被仰渡候通、御證文ニ不及直ニ屋久島座より相渡筋ニ被仰付候、尤屋久島奉行へも右之趣被仰渡候間、此段可承置旨、鎌田太郎右衛門殿御取次を以、丸野彦七、被仰渡候、且又右之通、亥年以後御證文申受候儀ニ付而者、急度御断申出ニ不及候由、是又被仰渡候

間、此段可被承置候、以上、

丸野彦七

寅三月八日

白坂茂右衛門

西村四郎左衛門殿

元文五年九月十九日屋久島栗生村船船主五右衛門水主十三人破千野間村井原濱

延享三年八月十七日屋久島楠川平左衛門船四人千住吉浦同廿三日逢大風破船

寛延二年三月十二日濱津脇浦水手佐七盜小舟出走、時屋久島在番

鎌田弥右衛門告在屋久島、即遺物頭前田六郎右衛門盛容・足輕三人捕之婦、水間未白其故死、達之鹿兒府、賞前田六郎右衛門盛容

并足輕三人至屋久島捕佐七之功、與青銅二百疋千六郎右衛門、各百疋千足輕三人。

宝曆五年十月二十日破台所船為戴平木在干屋久島於屋久島宮之浦川口、遺船奉行一人及船頭等辦事

宝曆七年十一月三日高奉行所令、自今秋轉輸種子島出物米干屋久島

御手長、
宝曆七年十一月四日、於福昌寺、正覺院殿十三回忌法事、久芳役

日者官以禁屋久島材出敵令故、構番所於島間浦、令船奉行交戌之鑑船出入、

宝曆八年十一月二十一日屋久島御用船船主長田村八太郎逢難風破於能野、
宝曆十年六月二十四日本源寺大雄院日近辭。

同日、以報恩院日現為本源寺、
大山善兵衛・濱津脇之茂傳次もろちかひ竊買屋久島宮之浦吉右衛門船所戴來

之材、事發覺、官命出錢各二貫文贖罪、其餘住吉村平山仲右衛門・羽島仁右衛門・上妻權右衛門、納官村鎌田友七・徳永孝次郎・古市

半五左衛門・本成寺當住寿院・清淨寺寛正坊・日輪寺最教院・本

光坊・淨光寺寿海坊連及納錢贖罪、各有差、家老西村清兵衛時陽・

平山藤左衛門頭友・知覽才兵衛行徳・種子島郷兵衛時央坐號令緩

怠、科銀各二十目、久芳亦遠慮三日。

明和三年丙戌八月十一日、羽生五角右衛門・河東十郎左衛門・船

頭松下滿右衛門自殺、遺此輩千屋久島購官之材、時私材事發覺、

即我有司興締方横目共議將及詢問、既知無所逃罪及此、水手六

人泊之庄八・庄司浦之庄八・濱田浦之次五右衛門・繫牢、事告官、濱津脇之次右衛門・島間浦之甚十郎・太兵衛

口上覺

屋久島拔木締方付、種子島締方御横目衆被召置、山方兼役被仰

付候間、材木改等之次第、於木場極印入調、濱着之所而相改、

無極印材木之基相糺、都而地方私領山方同前之首尾被仰付候、

種子島山方之儀、外私領山方与者訊も相替候付右通被仰付者不

及義候得共、屋久島拔木為締差越儀候故、御扶持米等御物よ

り被相渡候由、先比被仰渡候、然處於種子島山方兼役締方御横

目衆より、役人共茂木場改等之節、山床罷登立合相勤、諸首尾

仕候様承知仕候付、罷登改方仕筈御座候得共、種子島山方之儀

者、地方御私領山方とハ相替、格別之拜領山而、前々より手山

仕来候付而者、木場改等付役人立合首尾仕候儀、何とそ御免被

仰付被下度奉願候、其外役々之儀者、何様相勤可申候、尤材木

積入方付而者、被仰渡候旨を以折角氣を付、御横目衆へ相附役々

立合細密改方可仕候、屋久島拔木為締、右通被仰渡候付而者、

格別之儀御座候故、何様奉畏筈之儀候得共、享保年間被仰

渡候趣も御座候間、御取分を以御免被仰付被下度奉願候、此旨被

仰上可被下儀奉願候、以上、

(明和六年)

丑十月十五日

種子島左内役人

平山休兵衛

右之通申出趣、種子島左内被承届、此旨私より可申上旨被申付候、以上

用頼

伊東正七

(明和六年) 丑

十月十五日

勝手方申渡書写

此表種子島山方之儀者、識相替候付、締方等申付候、不及儀候得共、船積之節、屋久木取交候儀も可有之聞得有之候故、先達而地方私領山方同様之節申渡置候、早竟屋久木為締之候故、山方兼役、而差越候、締方横目御扶持米等も御物より被下筋申渡置候、右通候得者、締方横目山床差越、極印等入調、不及筈候間、有来通所横目、山方役々迄差越相改、極印入調、野取帳濱着取寄之所へ相詰居候山方兼役、被召置候横目、又者締方横目、差出、所役々立合相改、積入等之儀者先例之通可申渡候、若極印迦有之候共、種子島材木於無別条者、其場、而極印入調、野取帳、可書戴置候、屋久木之儀者種子島材木とハ、格別相替、取交候而茂其粉無之由候得共、自然と於木場、極印入調候材木之内、屋久木、粉敷品於有之者取場置、得差図候様可申渡候、専屋久木拔積之締方肝要之儀候間、濱着改方入念相改、積入等先例之通可申渡候、且又御用、立候木柄改方之儀、態と致改方者不及候間、何そ序之節所役々より相改帳面、相記、山奉行所へ差出候ハ、吟味之上何分申渡候、其外山奉行申出之通申付候条、如例可申渡候。

(明和六年) 丑

十一月十五日

御 勝 手 方 印

取次

川上弥五太夫

屋久島方達書

一、平木式拾五万丁

一、杉実料拾四丁

右者、種子島慈遠寺三ヶ年、老度、申受、不及御證文相渡候筋、亥二月十九日被仰渡候通、當座壁書、相見得有之候得共、右何之何年亥二月と不相知、御用、付帳内段、相糺事候得共、未見當、右不及御證文申請被仰付候年間相知有之候ハ、早々書付可差出候、此段申達候、以上、

(安永九年) 亥正月廿七日

屋久島方

種子島左内殿

役人

屋久島方達書

一、平木三拾萬丁

一、杉実料拾四丁

右、種子島本源寺申受

一、平木拾五万丁

一、杉実料七丁

右、同島大會寺申請

右、六年老度、申請、最初被仰渡候年月、且何様之訊、委細相し

らへ可申出由_二付、當座相糺儀_二候間、右申受方何年間、最初何様被申出、申請_二被仰付候_一、相糺相知有之筈候間、被相糺、明日可書出候、此段申達候、以上、

(安永九年_{癸亥}) 亥二月

屋久島方

種子島左内殿

役人

覚

屋久島より八石米_二而申受候_一平木・実料・樽底、其外隔年_二申受候_一平木類、且本源寺・慈遠寺・大會寺より三年_二一度宛申受来候_一平木・実料等、何之年より申受来候哉、申出候様被仰渡奉承知候、然者屋久島・恵良部島之儀者、種子島左内先祖代々支配之地_二而御座候_一、文禄四年一所領地之面々、所替被仰付、左内先祖も知覽_上居住仕居候、其後慶長四年己亥六月、左内先祖十六代左近太夫_上本領種子島再一所之領地_二被仰付_一、其節より屋久島・恵良部兩島之儀者御借地_二被仰付_一、種子島より代官遺置、公用承申事数年_二而御座候_一、然處、慶長十七年夏、鹿兒島より中村与左衛門様被成御下島、屋久島一島之御裁判被成由_二而、種子島後々引取候筋_二旧記_二相見得申候_一、其節迄者平木類入用之程、種子島_二取寄方をも仕候得共_一、御物御支配相成候而より者當分之通申受来申候、且又當分申請平木員数外_二見島_上種子屋敷大修甫之節者、重_二臨時申受来候_一、尤八石米之儀_二付而者_一、別紙写之通御證文被仰付置候書留_上相見得申候、是等之段可被申上候、以上、

本源寺・慈遠寺本堂之儀者、小板葺_二而候故_一、ふき替_二え節者_一、三年_二度申受候_一、外_二入用之分小板_上そぎ平木・大小平木申受_二被申受_一被仰付事_二御座候_一、

役人

日高源右衛門

(安永九年)

子三月二日

種子島郷兵衛

渡辺勘右衛門

美座十郎右衛門

上妻小左衛門殿

右之通申出趣種子島左内被承届、此段私より可申上旨被申付候、以上、

用頼代

森八太郎

子三月十八日

森八太郎請書

一、八石米平木之儀_二付、今日屋久島奉行_上都而古来より仕来候通被仰付候間、左様可相心得旨被仰渡候由、山之内市内殿より只今致承知候、左候得者何そ以前へ不替筋被仰渡候間、例年申請御證文之儀も屋久島方へ此内之通申出、申受候様可致承知候、尤屋久島奉行より段々相調へ、伺_二被申出置候得共_一、無御取場、都而被成御下_二ケ候通之儀も_一、内々致承知候。

一、右_三、別紙御勝手方_上被差置候書付も、今日勝手方折角見合候得共不相見得、如何様屋久島奉行_上其節しらへ_二御下_二ケ被成_一被置_二而者有之間敷哉_一、左候得者、八石米之儀者しらへ最中之時分_二而候故_一、別紙申請之儀_上、屋久島方へ差扣_二為置共_一而者有之間敷哉与、御勝手方_二而致吟味候_一、何分屋久島方へ申出候ハ、相知れ可申候

森八太郎

(安永九年)

三月廿七日

上妻小左衛門殿

上妻小左衛門届書

種子島左内私領屋敷元用事_ニ付、毎年米八石を以入用之材木・平木屋久島より直_ニ申受、且又本源寺・慈遠寺・大會寺三ヶ年_ニ老度ツ、代米相渡申受来候_ニ付、右之訳可申上旨被仰渡趣承知仕候、右_ニ付、宝永四年亥正月、向井市之丞様御取次を以、向後之儀御證文_ニ不及、役人年々申出次第申請被仰付旨被仰渡置候、其後者、享保十九年寅三月八日、右亥年被定置候通、向後證文_ニ不及申受_ニ被仰付旨、鎌田太郎右衛門様御取次御證文を以被仰渡置候、夫より永々當分之通申受来候、此段申上候間、被仰上可被下儀奉頼候、以上

種子島左内役人

上妻小左衛門

(安永九年)

子三月十九日

屋久島方

御書役衆中

國分五兵衛達書

種子島平木申受之儀、先達而由緒を以申出候_ニ付、屋久島奉行方_ニ及し_ラへ方申渡、右願之儀者、跡々之通申請_ニ被仰付候、左候而、其節差出候書付之儀不相下候_ニ付、是又申達置候様、御勝手御用人大野隼人殿より用頼名代川上小平次_ニ、口達を以被仰渡候段承候_ニ付、後年見合_ニ相成事_ニ候間、帳留等慥_ニ有之候様被申渡度、

此段申達候、以上

子四月三日

上妻小左衛門殿

國分五兵衛

○天明二年十月六日、官令西村清之丞・中田左太夫・石黒平兵衛・美座権太夫・国上勘七・宇多數右衛門、足輕長野利右衛門・石堂太一左衛門各納錢八百文購其罪、先是己亥年在馬毛島監往来船之日、日州福島之商船載国禁屋久島材木来、職當送本島聞官而懈告之、於是 官召西村以下八人干廳、責其怠惰及此。

種子島三左衛門願書

種子島菓種、是迄者手計を以大坂_ニ差登、売拂来申候処、此節都而御物御買入被仰付候間、役人より買圓送状相附、山川迄差登、御菓園掛_ニ御届申上、売上_ニ、又者前之濱_ニ乘廻し賣上_ニ、何分可申上旨被仰渡趣承知仕申候、右_ニ付而ハ先達_ニ段々御訴申上候趣御座候処、何そ由緒之訳筋_ニ有之候哉可申出旨被仰渡趣承知仕候、種子島之儀者先祖代より屋久・硫黄・永良部・竹島・七島・種子島、十式島共_ニ彈正家_ニ付、代々被下置候処、十六代種子島左近太夫久時代、文祿四年御領国中一統御所替之節、知覽_ニ所替被仰付、其後再種子島被下置、當彈正迄式拾式代領地仕来申候、右通十式島都而被下置、其後種子島一島被下置候由緒_ニ御座候哉、種子島之儀者、往古より諸色他国_ニ積出候儀、御免被仰付置、手計_ニ而積出来、其上曾祖父彈正_ニ依勤功手形銀御免被仰付候節_ニ、種子島より積出之諸色与被仰渡、且先年下町増田熊助依願、御領国中五種賣支配被仰付候節_ニ、種子島之儀者手沙汰_ニ而賣拂候様被仰渡置候、是迄者先祖代々右通難有被仰付置候処、至當代菓種_ニ限り右通被仰付候而_ニ、外聞美儀甚迷惑仕、殊_ニ種子島之儀者渡海悪敷、御當地_ニ時節を以罷渡申事_ニ而、諸事別而不如意_ニ而御座

候^ニ付、家中末々迄藥種類相稼、手船を以大坂問屋成尾屋次郎兵衛方^ニ差登、大概之直成と見當^ニ仕、衣類其外鍋・半釜類迄^ニ次郎兵衛方より取下・時々差登候藥種代を以、追送^ニ差引仕、是迄^ニ并用仕、免哉角与取續来申儀^ニ御座候處、藥種御買入^ニ相成候而者、次郎兵衛^ニ之差引一切不相成、手支罷成、家中末々迄島中一統必至与迷惑仕候段、此節罷登候役人便^ニ成。細々申越次第^ニ御座候間、何とそ先祖代々は迄難有被仰付置候御取分を以、何とそ藥種御買入之儀者、御免被仰付被下候様被仰上可被下儀、偏^ニ奉頼上候、此段被仰上被下候、以上。

種子島彈正屋敷詰役人

種子島三左衛門 印

右之通申出趣、種子島彈正被承届候、何卒願之通被仰上被下度奉存候、此段私より可申出旨被申付候、以上。

用頼代

大脇主右衛門

六月廿六日

村田為左衛門伺書

一、茯苓 ^{フクリヨウ} 一、海人草 ^{マタリ} 一、山帰来 ^{サンキライ} 一、莪求 ^{ガジニツ}

右者、御国中一統藥種惣買入被仰渡、私領之儀者役人より買圓差登候上、御買入之筋被仰渡置、其段種子島彈正私領種子島役人方^ニ、採出藥種差出候様申渡候處、以前之通商賣御免被仰付度申出趣有之、申出候通被仰渡候、以前より手計商賣付而者、端島之故、段々拔葉等有之段相聞得之趣御座候^ニ付、先達而^ニ御買入被仰渡候段、調書を以申出候共、其通^ニ難被仰付被仰渡候、依之右四種外^ニ者採出方無之候間、種子島^ニ被差越候締方横目、其外島々^ニ取締方被仰渡度奉存候、且又莪求之儀、前々より御国藥店中、種子島

採出之莪求買入、醫師中^ニ賣来由御座候、右^ニ付而者、是迄御国産之品^ニ而相済来候儀を、大坂より買下候而者、御国中不自由之筋^ニ而、御国産之詮^ニ無之事^ニ御座候、年分藥屋中入用之莪求千四百斤位大概有之候得者相済候由申出候間、右四種之内、莪求迄藥屋中^ニ相對商賣いたし、外三種者御国商賣不相成段、是又被仰渡度奉存候、左候ハ、年々買入候斤高、御藥蘭方^ニ届申出候様、藥屋中^ニ申渡置度御座候、右之段種子島彈正方へ被仰渡度奉存候、此段申上候、以上。

御船奉行格御藥蘭方

村田為左衛門

西十一月廿一日

張紙

本文莪求迄相對商売吟味通申付候、且取締之儀者別段申渡候、

(寛政二年)

(川上久致)

三月

久馬

本文御側御用人篠崎藏太左衛門御取次を以被仰渡候、

戊

三月廿四日

村田為左衛門申渡書

莪求千四百斤位

百六拾目斤

右者、種子島採出藥種何程位有之候哉可申出旨、去申年申渡候處、莪求壹斤三百式拾目斤^ニして、年々千七百斤計採出候由被申出置候、右通採出之内、當年より年々本行之通百六拾目斤^ニして、千四百斤鹿兒島^ニ持越、藥店共へ相對致商賣、其外之藥種者、是迄之通手計^ニ而大坂^ニ差登候様、當三月廿三日、久馬殿篠崎藏太左衛

門御取次を以被仰渡候間、持越薬店^江相對商賣いたし候様可申渡候、以上、

御船奉行格御薬店方

村田為左衛門

戌三月廿七日

種子島彈正殿

役人

川上久致申渡書

種子島より採出候薬種之儀者、是迄之通手計^三而大坂^江差登候付而者、不締之儀共無之様、彼地詰締方横目より取締可致旨申渡、大坂留主居^并種子島彈正^江可申渡候。

(川上久致)

久馬

三月

張紙

本文御側御用入篠崎藏太左衛門御取次を以被仰渡候、

(寛政二年) 戌三月廿四日

○ 寛政九年十二月廿四日破官輪米于屋久島船^{長田村}於国上村大原崎、

舟子等無恙、横目種子島權左衛門、時任民衛・船方役人美座伊左衛門・浦役落合四郎左衛門往彼地指揮之、

官令横目種子島權左衛門・時任民衛・船方役人美座伊左衛門・浦

役落合四郎左衛門各納錢五百文、国上村横目芝市郎太・川内寛左

衛門・黒木惣右衛門・落合惣兵衛各錢三百五十文、坐去年十二月

廿四日、破屋久島船之日處置失宜也。

○ 寛政十一年四月十二日。子島助之進以役人組二男為代々小頭、官

令家老牧庄左衛門・上妻七兵衛・西村次郎兵衛・高崎孫兵衛・

種子島三左衛門出銀各十五匁、坐先是破官輪米于屋久島船国上村大原崎之時、失往彼地而當鑑察也。

○ 文化六年五月自大阪公儀流人可十人放国中也、流人致之日、放四五人種子島、五六人于屋久島、預可命領主及屋久島奉行、事記左、

島津久泰申渡書

此節大阪より流人十人計被遣、警固人等申付、西目筋被差越筋被仰越管候、左候而右乘船京泊^江致着候上、直^三種子島^江四五人、屋久島^江五六人、人数分を以被遣、所者共^江夫々預申付管候条、去子年流人被遣候筋之振合を以、配所等之手當可有之候、右^三付取締向之義、追而可申渡候、屋久島江も可申渡候、

五月

(島津久泰)

将監

流人江可申聞覚

一、嘉四郎・作兵衛・好右衛門・吉兵衛・種子島^江被遣候条、可得其意候事。

一、一類共^江致書通儀。堅令停止候事。

右、篠々預主^江委細申渡置候条。聊違背仕間敷者也。

文化六年巳六月

今度大阪より被差越候流人嘉四郎・作兵衛・新兵衛・好右衛門事、依料流罪被仰付、種子島^江被遣置、所之者預申付候条、先年御預仰付候流人同前、衣食等麁相成を相与へ、何篇稠敷可召仕候、若於致氣任者、則搦捕之可遂披露、依時宜繩掛候儀難成候ハ、討果、死骸横目^江為見届、致置方寺證文を以、討果候子細申遣候、万一欠落いたし候ハ、早速可申出專。

終